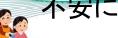
参考資料(関係各課からのお知らせ)

避難行動要支援者制度について(福祉総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
生活保護法による指定について(福祉総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・・3
公費負担者番号の変更について(福祉総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
高齢者予防接種の種類及び定期予防接種対象者(健康増進課)・・・・・・・・・・ 5
市民税非課税世帯に属する方の予防接種自己負担金の免除申請について(健康増進課)5
児童福祉施設等における建築基準法の運用について (建築行政課)6
建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度のお知らせ(建築行政課)7
社会福祉施設等における防火安全対策(消防局予防課) ・・・・・・・・・・・・・・ 8
防災物品について (消防局予防課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
防災に関する情報について(危機管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
家具転倒防止事業(危機管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1
結核発生時の対応(生活衛生課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
インフルエンザ等対策 (生活衛生課) ・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
ノロウイルス食中毒予防(生活衛生課) · · · · · · · · 1 3
レジオネラ症防止対策(生活衛生課)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
ロコモーショントレーニング実施事業所の募集(高齢者福祉課) 16
高齢者虐待について(高齢者福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
地域リハビリテーション活動支援事業について(高齢者福祉課)18
未届有料老人ホームに係る情報提供について(高齢者福祉課)19
浜松市がん患者等支援事業について(健康医療課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
高齢者の救急について (消防局警防課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

自力で避難できるか





不安に感じている方いませんか?

一 避難行動要支援者制度 一

避難行動要支援者制度って?

東日本大震災で、多数の障がい者や高齢者が犠牲になり、その教訓を踏まえてできた制度です。 災害発生に備えて「災害時避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意に基づき、自治会(自 主防災組織)、民生委員・児童委員、警察、消防機関、その他支援関係者へ事前に情報提供し、防 災対策や災害時における避難支援に活用するものです。

※支援は避難支援者による任意の協力であり、避難支援が保証されるものではありません。

だれが対象になるの?

「避難行動要支援者」は、次のA~Fに該当し、自身の情報を避難支援者に提供することについて同意し、避難支援を希望される方です。

A 高齢者等

(65歳以上の一人暮らし及び 65歳以上で構成された世帯の人)

D 知的障がい者

(療育手帳Aの人)

B 要介護認定者

(介護保険認定において 要介護3以上の人)

E 精神障がい者

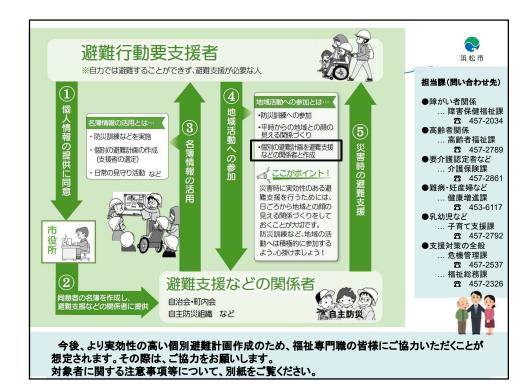
(精神障害者保健福祉手帳1級の人)

C 身体障がい者

(身体障害者手帳1級または2級の人)

F その他避難支援を必要とする人 (難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など)





基本的には、下記の3つの条件に当てはまる場合は、同意書を申請できる対象者になりませんのでご注意ください。

- ① 医療機関や福祉施設に入院・入所している
- ② 家族と同居しており日常的に支援を受けることができる
- ③ 支援を受けなくても自力での避難が可能

『4つの注意事項』

- ① 個人情報は、災害時の避難支援活動のほか、<u>防災訓練など日頃の防災活動</u>にも活用します。
- ② 状況等を確認するために自治会や民生委員など<u>地域の支援者がお宅を訪問</u>することが あります。
- ③ 災害時の避難支援が必ず保証されるものではありません。
- ④ 施設への入所や家族との同居が始まることにより、<u>避難支援が必要なくなった場合</u>や 転居など<u>名簿情報に変更が生じた場合</u>には、『「浜松市災害時避難行動要支援者名簿」 登録内容変更・抹消届出書』を必ず提出してください。







『4つのお願い』

- ① 災害時に実効性のある避難支援を地域で行うためには、日ごろから地域との<u>額の見える関係づくり</u>をしておくことが大切です。<u>地域の活動へは積極的に参加</u>するよう心掛けましょう。
- ② 基本的に、避難支援者は避難行動を支援する専門職ではなく、<u>地域の住民</u>です。災害時に、いきなり避難支援を実施することは非常に難しいため、<u>事前の準備</u>として、地域で行われる<u>防災訓練などには可能な限り参加</u>しましょう。参加が難しいようであれば、防災訓練を実施している自治会や 自主防災隊に相談してみましょう。
- ③ 自治会など地域の支援者から訪問を受けた場合には、車いすを押してほしいなど、<u>避</u> 難に必要な支援をお伝えしましょう。
- ④ 災害発生時には誰が被災して動けなくなるか分かりません。避難支援者の方が被災して支援に来られなくなることもあります。このような状況の中で生き残るために、家具の固定や非常食等の備蓄、避難経路の確認など、<u>自分にできる備えを日頃から確認</u>しておきましょう。

生活保護法による指定について

問い合わせ先 健康福祉部福祉総務課 担当 生活保護グループ TEL 053-457-2032

生活保護法による介護扶助等は指定された介護機関に委託して行われます。

- <u>平成26年7月1日以降</u>、介護保険法で指定又は開設許可 がなされた事業者は、別段の申出※がない限り、<u>生活保護</u> 法の指定介護機関としてみなし指定を受けます。
- 一方、平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたものの、生活保護法での指定を受けていない場合はみなし指定の対象となりません。申請書※の提出が必要です。
- <u>事業所の名称や所在地等、登録内容が変更となった場合には、介護保険法による手続きとは別に、生活保護法による変</u> 更届※の提出が必要です。
- ※手続きは窓口(福祉総務課)または市ホームページで申請書等を入手し、必要事項をご記入の上、窓口に提出してください。

指定介護機関に守っていただくこと



- 指定介護機関は、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を 担当しなければなりません。(生活保護法第50条第1項)
- 浜松市長は、指定介護機関に対して個別指導を行います。 指定介護機関は、その指導に従わなければなりません。(同 法第50条第2項)
- 上記の規定に違反したときは、生活保護法による指定を取り 消すことがあります。(同法第51条第2項第3号)
- 浜松市長は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、 指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者若しくは管理 者、医師、薬剤師その他の従業員であった者に対して報告 若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは 提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、実地に検査することができます。(同法第54条第1項)

公費負担者番号の変更について



本市では、令和6年1月1日に行政区の再編を予定しており、

令和6年1月分の介護券(12月下旬発送)から公費負担者番号が変更となります。

◆生活保護

<区再編前>		<₽	【再編後>
12224119	中区		
12224127	東区		
12224135	西区	12224184	中央区
12224143	南区	1	
12224150	北区(三方原地区)		
12224150	北区(三方原地区を除く)	10004100	浜名区
12224168	浜北区	12224192	洪名区
12224176	天竜区	12224101	天竜区

◆中国残留邦人等支援給付

<区再編前>		<⊠	再編後>
25224114	中区		
25224122	東区		
25224130	西区	25224189	中央区
25224148	南区		
25224155	北区(三方原地区)		
25224155	北区(三方原地区を除く)	T	浜名区
25224163	浜北区	25224197	
25224171	天竜区	25224106	天竜区

3

受給者番号の変更について



行政区再編等により、現在の受給者番号の整備が必要となるため、**令和5年11月分の介護券(10月下旬発送)**から**受給者番号**を変更いたします。

- ・医療扶助における医療券→10月分(9月下旬発送)から受給者番号を変更
- ・介護扶助における介護券→11月分(10月下旬発送)から受給者番号を変更

介護給付費請求の際は、介護券に記載されている公費負担者 番号・受給者番号を使用していただきますようお願い申し上げま す。

高齢者予防接種の種類及び定期予防接種対象者



問い合わせ先 健康福祉部健康増進課 担当 調整・予防グルー 053-453-6119

(1)高齢者用肺炎球菌

- (1) 令和5年度末に65・70・75・80・85・90・95・100歳を迎える方 ※対象者には、3月末に接種券を発送しています。
- ②接種日当日60歳以上で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能に重い障がい (身体障害者手帳1級相当)がある方 ※肢体、視覚、聴覚障害等は含みません

対象外

・過去に公費助成を受けて接種している方 ・5年以内に高齢者用肺炎球菌を接種している方 ・通算3回目以上の接種となる方



(2)インフルエンザ(接種期間:10月1日~1月31日)

- ①接種日当日65歳以上の方
- ②接種日当日60歳以上で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能に重い障がい (身体障害者手帳1級相当)がある方 ※肢体、視覚、聴覚障害等は含みません

市民税非課税世帯に属する方の予防接種自己負担金の 免除申請について



浜松市に住民登録のある高齢者予防接種(高齢者用肺炎球菌、イ ンフルエンザ)の対象者で、市民税非課税世帯(世帯全員が非課 税)の方は、 接種前に申請することで、無料接種券の交付が受け られます。接種後の払い戻しはできません。

- ▶ 申請先:区役所健康づくり課または健康増進課
- ▶ 申請方法:窓口または郵送(電話での申請はできません) ※市民税課税状況等の確認同意が必要となるため、書面での申請が必要です。



注意 🍂



無料接種券の発行までに2週間 程度かかることがありますので、 余裕をもって申請してくだい

詳しくは☞



市ホームページ

児童福祉施設等における 建築基準法の運用について

問い合わせ先 都市整備部 建築行政課 建築確認検査グループ TEL 053-457-2472



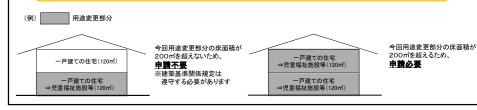
1. 確認申請について

・施設を新築、増築等を行う場合に、建築物が建築基準法関係規定に適合しているか、市や民間 の確認検査機関に確認してもらう手続きのこと。

建築基準法の確認を受けないと・・・

- ・建物の使用禁止 ・大規模な是正工事 が必要となることがあります!
- ・既存の建築物の用途を変更し、児童福祉施設等を営業する場合においても、用途を変更する面 積が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請が必要となります。 (※令和元年6月25日、法令改定により基準が変わりました。)

確認申請が不要な場合であっても、建築基準関係規定を遵守する必要があります! まずは建築士に相談を!



児童福祉施設等に必要な設備の例



- ・「児童福祉施設等」には、安全に避難するために規模等に応じて防火や避難に関する様々 浜松市 な設備が必要となります。
- 〇排煙設備

火災時に発生する有毒な煙を排出して、避難経路を確保するのが排煙設備です。 排煙設備は、窓による自然排煙設備と、ファンにより煙を排出する機械排煙設備があります。

- 〇防火上主要な間仕切壁
- 火災時に安全に避難できること、火災の急激な拡大を抑えること等を目的に一定単位ご との区画及び避難経路とその 他の部分との区画をする壁のことです。
- 〇非常用照明
- 災害時に停電しても避難活動を可能にするために、取り付けられる非常用照明器具です。 非常用照明は、停電の際、自動的に非常電源に切り替わり点灯します。
- 〇防火戸
- 火災時に発生する有毒な煙や炎を遮断し、避難経路を確保するのが防火戸です。 常時閉鎖式防火戸と煙や熱を感知して閉鎖する随時閉鎖式防火戸があります。
- ○階段寸法

2階以上の部分を児童福祉施設等(2階以上の部分を事務室等)として使用する場合に は、利用者が安全に避難できるようにするために、緩やかで昇降しやすい階段が必要とな り、大規模な改修工事が伴う場合があります。









(バッテリー内蔵式非常用照明装置の例)(常時閉鎖式防火戸の例)

(自然排煙設備の例)

(防火上主要な間仕切壁の例)

建築基準法第12条に基づく 定期報告制度のお知らせ

問い合わせ先 都市整備部 建築行政課 担当 建築安全グループ _{浜松市} TEL 053-457-2473

1. 概要

・政令(国)及び特定行政庁(浜松市)が定める建築物の所有者又は管理者は、当該建築物及び建築設備等を定期に資格者※に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁(浜松市長)に報告しなければなりません。【建築基準法第12条第1項及び第3項】

※資格者・・・一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員

・定期報告をすべきである建築物の報告義務を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合は、 罰則の対象(百万円以下の罰金)となります。【建築基準法第101条第1項第二号】

定期報告は、所有者・管理者の義務です!

2. 定期報告の種類

定期報告の種類は、以下の4つです。

- ·<u>特定建築物</u>(敷地·建物全体の調査)
- ・建築設備(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置の検査)
- ・防火設備(随時閉鎖式の防火扉・防火シャッター等の検査)
- ・昇降機等(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等)

3. 対象用途・規模・報告時期等



■特定建築物・建築設備・防火設備・・・下表による

	対象用途	規模		報告年•時期	
	児童福祉	国による指定	①3階以上にあるもの(100㎡超)	<u>特定建築物</u> :	
施設等		(対象用途部分が	②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	西歴奇数年度 (8月1日~11	
	設を除く)	避難階のみにある ものは対象外)	③地階にあるもの(100㎡超)	月30日)	
		浜松市による指定	④対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの	<u>建築設備、防</u> 火設備:	
	共同住宅、	国による指定	①3階以上にあるもの(100㎡超)	<u>入政順</u> ・ 毎年	
	寄宿舎	(対象用途部分が 避難階のみにある ものは対象外)	②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	(8月1日~11 月30日)	
			③地階にあるもの(100㎡超)		

- ※ 該当する対象用途の床面積が200㎡以下の場合は、上表の規模に関わらず、対象外です。
- ※ 防火設備の定期報告については、上表の規模に関わらず、対象用途の床面積が200㎡超の建築物も対象です。
- ■昇降機等・・・<対象用途、規模> 全ての建築物 <報告年・時期> 毎年(検査済証の交付日前後30日まで)

(参考).対象用途について

【児童福祉施設等】・・・①児童福祉施設、②幼保連携型認定こども園、③助産所、④身体障害者社会参加支援施設、⑤保護施設、⑥婦人保護施設、⑦老人福祉施設、⑧有料老人ホーム、⑨母子保健施設、⑩障害者支援施設、⑪地域活動支援センター、⑫福祉ホーム、⑬障害福祉サービス事業の事業所【共同住宅、寄宿舎】・・・①サービス付高齢者向け住宅、②認知症高齢者グループホーム、③障害者グループホーム

社会福祉施設等における防火安全対策



1 日常の建物管理について

- (1) 建物火災の主な出火原因は、こんろ、ストーブ、たばこに関するものが多いため、喫煙ルールの徹底及び火気を使用する機器の特性を理解し、適切な取り扱いをしてください。
- (2) 階段、避難口等に物が置かれていると、有事の際に避難できないばかりか、火災が発生した場合に、延焼拡大するおそれがありますので、これらの避難施設を適正に維持管理してください。
- 2 消防用設備等の設置及び維持管理について 消防用設備等を正しく設置するとともに、有事の際に確実に使用 できるよう、定期的な点検により適切に維持管理をしてください。



3 消防訓練について

火災等の災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、定期的な訓練の実施が重要です。特に従業員の少ない夜間を 想定した訓練を実施するとより効果的です。

また、訓練実施後には良かった点や反省点を確認して、以後の訓練に活かすようにしてください。

4 火災発生時の対応について

万が一、火災が発生した場合には迅速な対応が必要です。 被害を最小限に抑えるため、避難誘導、初期消火、消防機関へ の通報など、日頃から火災時の初動対応を確認しておきましょう。

防炎物品について



消防法により社会福祉施設等で使用するカーテン、じゅうたん 等は、一定基準以上の防炎性能を有する防炎物品でなければ なりません。

防炎物品の種類	規制対象となるもの
カーテン、布製ブラインド	すべて
のれん	下げ丈1メートル以上のもの
じゅうたん等の敷物	2平方メートル以上のもの

防炎の表示について



防炎物品として、防炎性能を有する旨の表示は下図のとおりです。

カーテン、じゅうたん等を購入する場合は、この表示を確認してください。



防災に関する情報について

問い合わせ先 危機管理監 危機管理課 担当 市民啓発グループ TEL 053-457-2537



事業所で働く従業員やその家族はもとより、介護保険サービスを利用されている、 避難に時間のかかる高齢者や要介護者の方にとって、防災に関する情報を迅速に 入手することは命を守るために重要です。

浜松市では、各種防災情報の配信を行っております。ぜひ関係者に広く周知いた だくとともに、ご活用ください。

◆ 防災情報(避難情報等)について

複数の方法(緊急速報メール、同報無線、浜松市公式LINE、浜松市防災ホッとメール)で、防災情報を配信しています。

※浜松市公式LINE、浜松市防災ホッとメールは受信登録が必要です。

◆ 浜松市防災ホッとメールの登録方法

- ・方法1 二次元コードを利用する場合
- ①右の「二次元コード」を読み取り、件名、内容を入力せずにメールを送信してください。 ②送信されてきた「登録案内」メール本文のURLにアクセスして登録してください。
- ・方法2 空メールを送信する場合
- ①件名、内容を入力せずに、entry@city-hamamatsu.jpにEメールを送信してください。
- ②送信されてきた「登録案内」メール本文のURLにアクセスして登録してください。

1/2

防災に関する情報について



- ◆ 浜松市公式LINE(防災情報)の登録方法
- ・方法1 浜松市公式ホームページからアクセスする場合 浜松市公式LINEアカウント「しゃんべぇ情報局」のページにアクセスし、「友だち追加」ボタンを押してください。
- ・方法2 二次元コードを利用する場合 右の「二次元コード」を読み込み、追加ボタンを押してください。



◆ 防災情報の設定方法



2/2

家具転倒防止事業

問い合わせ先 危機管理監危機管理課 担当 市民啓発グループ TEL 053-457-2537

浜松市では、想定される大規模地震に備えて 住宅内の家具の転倒などによる被害を防止するため、 家具転倒防止の器具の取り付けを支援しています。

市は、対象世帯からの申請を受け、転倒防止用の器具取り付け業者を市から派遣いたします。

作業代は無料です!!

※器具代は申請者負担 (取付け器具の種類によって増減しますが、一か所数百円から数千円程度)



家具転倒防止事業



·対象世帯

- 1)高齢者世帯
- (満65歳以上の人のみの世帯と満65歳以上の人及び満18歳未満の人のみの世帯)
- 2 障がいのある人の世帯
- (障がいのある人のみの世帯と障がいのある人及び満18歳未満の人のみの世帯)
- ③満65歳以上の人、障がいのある人及び満18歳未満の人のみの世帯
- ・固定対象の器具

タンス・食器棚・冷蔵庫等の重い器具・家電製品など(5品以内)

·申請先

危機管理課や各区区振興課

希望される方がいれば ぜひご案内ください!!

★詳しくは、浜松市公式HP参照



結核発生時の対応

問い合わせ先 健康福祉部生活衛生課 担当 感染症対策グループ TEL 053-453-6118

令和4年に浜松市内で結核と診断された患者数は60人、そのうち65歳以上の方は40人で全体の約67%を占めています。

- 入所者の健康観察(咳・痰など)を行い、結核を疑う 症状がある場合は医師の診断を受けてください。
- ・職員の方も年1回は胸部レントゲン検査を受けてください。
- 入所者や職員の中で、万が一、結核患者が発生した場合は、「結核院内(施設用)感染対策の手引き」を参考に、生活衛生課へ連絡してください。

インフルエンザ等対策

問い合わせ先 健康福祉部生活衛生課 _{選挙市} 担当 感染症対策グループ TEL 053-453-6118

▶流行前のワクチン接種と、流行期の手洗い、マスクの着用、十分な換気で感染予防

換気は、室温18~28℃、湿度40~70%、二酸化炭素濃度おおむね1,000ppm以下(※)を目安に。

- ※二酸化炭素濃度測定器(CO2センサー)で確認できます。
- かかったかな?と思ったら、早めの受診 医師の指示どおりに薬を服用し、安静にして休養をとりましょう。 水分を十分補給しましょう。
- ➤ 日頃から、「咳エチケット」を習慣に 咳やくしゃみが出るときは、「周囲の人から顔をそらす」「そで口や ティッシュなどで口をおおい、手で受けた時は手を洗う」など。

ノロウイルス感染拡大防止対策

問い合わせ先 健康福祉部生活衛生課 担当 感染症対策グループ TEL 083~453~6118

ノロウイルスの感染拡大を防止するには、おう吐物、便等を 適切に処理することが必要です。

【消毒液の作り方】

目的	食器・カーテンなどの消毒や拭き取り		おう吐物	勿の処理
塩素濃度(ppm)	200		1,0	000
製品の濃度	消毒液	水	消毒液	水
12%(業務用)	5 ml	3 l	25 ml	3 l
6%(家庭用)	10 ml	3 l	50 ml	3 &
1%	60 ml	3 l	300 ml	3 l

その他、市販の汚物処理セットが便利です。

ノロウイルス感染拡大防止対策

問い合わせ先 健康福祉部生活衛生課 _{近松市} 担当 感染症対策グループ TEL 053-453-6118

【処理方法】

- ①窓を開けるなど換気をします。
- ②使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
- ③ペーパータオル等で静かに拭き取り、1,000ppmの塩素で消毒後、水ぶきをします。
- ④拭き取ったおう吐物や使用後の手袋などは、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1,000ppmの塩素液に浸します。
- ⑤しぶきなどを吸い込まないようにします。
- ⑥処理が終わったら石けんを付けて「ていねいに手洗い」をします。

ノロウイルス食中毒予防対策

問い合わせ先 健康福祉部生活衛生課 ¾ ¼ 市 担当 食品安全対策グループ TEL 053-453-6114

持ち込まな

拡げない

つけない

- 十分な加熱を行う中心部を85~90℃で90秒以上加熱
- 手洗いを確実に実施するウイルスを洗い落とす
- ・ 体調不良者は調理しない

最近は、ノロウイルスに感染した調理者を介して汚染された食品を原因とする食中毒事例が多い。胃腸炎症状がある人は調理に携わらない。 また、症状がおさまってからもしばらくはウイルスの排出は続く。

- アルコール消毒がほとんど効かない 次亜塩素酸ナトリウムを使用する
- トイレの衛生管理を適切に実施する

レジオネラ症防止対策

問い合わせ先 健康福祉部生活衛生課 担当 生活衛生グループ TEL 053-453-6112

レジオネラ症とは

レジオネラ属菌が原因の感染症です。高齢者や入院患者などの抵抗力の 弱い方が発症した場合、重症化し、死に至ることがあります。

- ・ 主な感染源は入浴施設です
- (1)入浴施設のぬめり=生物膜はレジオネラ属菌の温床です。
- ②循環式の浴槽の配管などは、清掃が難しく水が滞留しやすいため、 ぬめりが発生して、レジオネラ属菌が爆発的に増殖する可能性があります。
- ③追い炊き、ジャグジー、バイブラなどの装置も清掃が難しく、循環式と同様 にぬめりが発生しやすい装置であり、要注意です。
- ④打たせ湯やジャグジーなどは、エアロゾル(細かい水しぶき)が発生する ため、レジオネラ属菌を含む水を吸い込むリスクの高い装置です。

レジオネラ症防止対策

問い合わせ先 健康福祉部生活衛生課 浜松市 担当 生活衛生グループ TEL 053-453-6112

施設の清掃・消毒を徹底し、定期的な水質検査を実施してください。

※循環ろ過式浴槽の衛生管理の例(参考):公衆浴場等の管理の例

管理対象	管理内容	管理頻度
浴槽水	水質検査(レジオネラ属菌他3項目)	1年に2回以上
浴槽水	消毒(遊離残留塩素濃度 <mark>0.4</mark> mg/L 以上に維持)	使用の都度
浴槽・洗い場	完全に換水し清掃	1週間に1回以上
ろ過器	洗浄・消毒(逆洗浄し高濃度塩素で消毒)	1週間に1回以上
循環配管	消毒(高濃度塩素を循環させて消毒)	1週間に1回以上
集毛器	清掃·消毒	毎日

★レジオネラ症の患者が発生したら、保健所に連絡相談してください。

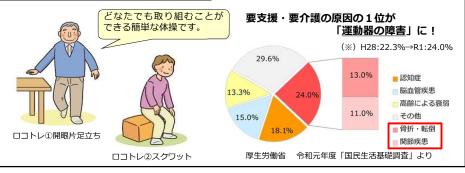
ロコモーショントレーニング 実施事業所の募集

問い合わせ先 健康福祉部 高齢者福祉課 担当 地域包括ケア推進ゲループ TEL 053-457-2361

本市では健康寿命の延伸を目的に、介護予防事業として地域のサロン等で行うロコモーショントレーニング(通称ロコトレ)の普及に取り組んでいます。 ロコトレとは運動器障害の予防及び改善を目的とした体操です。

元気高齢者だけでなく、要支援・要介護の方にも取り組みを広めており、

通所介護・通所リハビリテーション事業所のプログラムに、ロコトレを取り 入れていただける事業所を随時募集しています。



事業参加方法



ロコトレに取り組んでいただける事業所には、 参加者分の「ロコトレ手帳」を配布します。 高齢者福祉課 地域包括ケア推進グループ (公457-2361) までご連絡ください。

- ▶ ロコトレの継続を手助けする 「ロコトレ手帳」です。
- ▶ 取り組んでいただいた事業所には、 ロコトレに取り組んでいただいた実人数 の報告を翌年度当初にお願いしています。



※ロコトレ手帳には、トレーニングの目的や方法が掲載されています。

事業所の皆さまのご参加をお待ちしております。

高齢者虐待について

問い合わせ先 健康福祉部高齢者福祉課 担当 地域包括ケア推進グループ解松市 TEL 053-457-2361

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援の法律」が施行されました。虐待と判断しきれなくても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康が損なわれている状態が見受けられる場合はご連絡ください。

1. 高齢者虐待の種類(下線は養介護施設従事者に適用)

P. 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 <u>『緊急やむを得ない』場合以外の身体拘束。</u>
介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他 の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から 不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待者による区分

- ◎養護者による虐待…世話をしている家族、親族、同居人による虐待。 各区長寿保険課、地域包括支援センターでご相談を受けています。
- ◎養介護施設従事者による虐待…下記の施設の職員による虐待。 行政内関係課(福祉総務課・介護保険課・高齢者福祉課・各区長寿保 険課)でご相談を受けています。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設 従事者等
による規定	·老人福祉施設 ·有料老人木一ム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または 「養介護事業」の業務 に従事する者(*) *直接介護に携わる 職員とは限らない(経
介護保険法に規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福 祉施設 ・地域包括支援センター ・介護医療院	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型の護予防 サービス事業 ・介護予防 ・地域密着型の護予防 サービス事業	営者・管理者層も含まれる)

ご自身が働く施設で虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した場合、**通報義務**があります。通報義務は守秘義務よりも優先されます。虐待を早期に発見し対応を図るためです。また、通報をしたことによる、解雇その他不利益な扱いを禁じています。勇気を出して、ご連絡ください。

地域リハビリテーション活動 支援事業について

問い合わせ先 健康福祉部高齢者福祉課 担当 地域包括ケア推進グループ TEL 053-457-2361

本市では、地域における介護予防の取り組みや自立支援に資する取り組みを強化・推進するために、H29年度より「地域リハビリテーション活動支援事業」に取り組んでいます。本事業では、リハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が通所サービス事業所、利用者宅、地域ケア会議、通いの場(サロン)等へ出向き、指導・助言等を行います。

〈事業紹介(一部)>

職員への研修等にご利用ください。

	通所サービス事業所向け事業	同行訪問事業
①対象	リハビリテーション専門職のいない通所サー ビス事業所職員 (浜松市内)	事業対象者・要支援 1・2の方
②事業内容	リハビリテーション専門職が、通所サービス 事業所に出向き、効果的なプログラムの提 案や自立支援に関する助言等を行います。 (職員への研修等にご利用ください。利用 者へのサービス提供は行えません。)	リハビリテーション専門職が、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等に同行して利用者のご自宅を訪問し、身体機能・生活動作の評価、住環境の確認等を行い、サービス利用に関する助言等を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業については、市ホームページに詳しい事業内容・申請書等をアップしてありますので、是非ご覧ください。本事業についてのご相談・お問い合わせやご不明な点等がありましたら、高齢者福祉課地域包括ケア推進グループ(☎457-2361)までご連絡ください。

~自立支援に向けた地域ケア会議を実施してみませんか?~

ケアプラン作成にあたっては、高齢者の自立(介護が必要な状態の改善あるいは悪化の防止)を支援するため、<u>自立支援・介護予防の観点を持つ</u>ことが重要です。地域ケア会議では、介護分野だけでなく、医療分野を含めた地域の多様な専門職(リハビリテーション専門職、薬剤師、栄養士等)の助言を受け、高齢者一人一人の支援方法を検討することができますので、ぜひご活用ください。

検討したい事例がありましたら、 地域包括支援センターまたは 区長寿保険課へご相談ください。



会議へのご出席をお願いすることもありますので、 ご協力をお願いいたします。

未届有料老人ホームに係る情報提供について



問い合わせ先: 健康福祉部高齢者福祉課 担当 施設福祉グループ TEL. 053-457-2886

高齢者が安心して暮らせる住まいの適切な確保にあたっては、有料老人ホームの 適確な把握とその指導が必要であることから、本市においては、未届施設の把握、 届出強化を図っております。

皆様の日頃の活動の中で、有料老人ホームに該当する施設で、<u>市に老人福祉法に基づく届出を行っていない(未届)と思われる施設がありましたら</u>、随時<u>高齢者福祉課まで情報提供</u>をお願いいたします。

なお、浜松市内のすべてのサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームの定義に該当するサービスを行っていることから、有料老人ホームに該当します。

ただし、 $\underline{$ サ高住の登録を受けた有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出は不要です。

1 有料老人ホームとは

高齢者を入居させ、「入浴排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」の少なくとも一つ以上のサービスを提供する施設。

2 届出済み施設一覧(令和5年7月1日現在) 45施設



※有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない施設)

区(施設数)	届出施設名称
中 区(16)	-鴨江-謝老夢、ベストライフ浜松和合、フローレンスときわ、 カームステージ佐鳴台、うつくしの家小豆餅、プレアデス和合、オリーブの家、 有料老人ホームてとて、三つ山晴風苑、そんぽの家浜松高丘、ベストライフ浜松、 ラクラス広沢レジデンス、さわやかはままつ館、ラクラス富塚レジデンス、 ターミナルケアホーム天寿、医心館 浜松
東 区(10)	-天王・謝老夢、シニアマンション半田山九重、望実有料老人ホーム、 坂の上メディガーデン半田山、そんぽの家浜松、ベストライフ浜松東、 あおぞらライフ大蒲、あおぞら中ノ町、アクアホーム浜松東、 アクアホーム浜松下石田
西区(7)	サニーライフ浜松、グループリビングやわらぎ、リフレッシュライフ志都呂、 フローレンス、ハッピーホーム舞阪、伍縁荘、 介護付き有料老人ホーム夢眠はままつにし
南 区(2)	フルオブライフ砂丘、つどいの家ひまわり
北区(7)	ライフケア金指、ウェルネス浜名湖、みかんの郷、アマノ・サンハート、 浜名湖エデンの園、浜松ゆうゆうの里、ハレルヤ奥浜名湖
浜北区(2)	アンサンブル浜松尾野、ナーシングホーム浜北西美薗
天竜区(1)	ひいろ



3 サ高住<u>登録済み施設一覧(令和5年7月1日現在) 44施設 準本市</u>

※有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている施設)

区(施設数)	登録施設名称
中 区(18)	櫻乃苑 浜松鍛冶町、なごやかレジデンス浜松山手、 なごやかレジデンス浜松蜆塚、アンジェス浜松中沢、ココファン浜松成子、 櫻乃苑 浜松富塚、クレセント和合、ふるさとホーム浜松西、シャトー高丘、 ここえ高丘、おおるり上島、なごやかレジデンス浜松助信、ケアガーデン長上苑、 ラクラス上島レジデンス、坂の上ガーデン幸、おおるり富塚、 アンジェス浜松佐鳴台、ココファン浜松高林
東 区(8)	いにしえの里大瀬、おおるり笠井、泉プラチナホーム篠ケ瀬、 アモーレ和田、おおるり天竜川駅前、なごやかレジデンス浜松薬師 アモーレ大蒲、クオリティリビングシンフォニー
西区(4)	ゆめの組曲、ゴールドエイジ浜松、ARCO浜名湖クレセント21、 ライフケアアダージョ大平台
南 区(4)	おおるり三島、フローレンス白羽、アモーレ駅南、シャトー新橋
北区(5)	ハートライフ初生、ここえ浜名湖、井伊谷メディカルコートガーデン、 ふるさとホーム浜松いなさ、あい湖
浜北区(3)	ふるさとホーム浜北、おおるり西美薗、メディカルテラス
天竜区(2)	櫻乃苑 浜松天竜、櫻乃苑 浜松天竜プレミアフロア

浜松市がん患者等支援事業について

問い合わせ先 健康福祉部健康医療課 TEL 053-453-6178



①小児・若年がん患者在宅療生活支援事業費の助成

対象者:がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者の市民のうち、 以下サービス利用時が40歳未満の方



対象年齢	対象サービス	補助上限額	
0歳〜20歳未満で小児慢性特定疾病 児日常生活用具給付事業による補 助を受けている方	居宅サービス	補助対象経費の9/10以内で45,000円上限	
・20歳~40歳未満の方	居宅サービス		
・0歳~20歳未満で上記補助を受けていない方	福祉用具貸与	補助対象経費の9/10以内で27,000円上限	
	福祉用具購入	補助対象経費の9/10以内で45,000円上限	

(参考) 過去助成実績(件)

	1	2	3
R3	30	228	6
R4	21	230	8

対象者への周知等 にご協力ください。



②がん患者医療用補整具購入費の助成

対象者:がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている市民



	補助対象品		注意事項	補助上限額
医療用ウィッグ			・がん治療により脱毛した方 ・全頭用に限る	2万円
	乳房補整具	補整下着	・乳房切除手術をした方 ・左記いずれかのみ申請可能	2万円
ĺ	70万 間走六	人工乳房		10万円

③若年がん患者等妊よう性温存治療費の助成

対象者: がん治療等により生殖機能が低下又は失うと医師に判断された市民のうち、凍結保存時に43歳未満の方(誕生日前々日まで)



補助対象: 妊よう性温存治療 胚凍結、未受精卵市凍結、精子凍結等

温存後生殖補助医療 凍結した胚、未受精卵子、精子等を用いた生殖補助医療等

※実施医療機関が指定されており、対象者ごとに補助額が異なります。



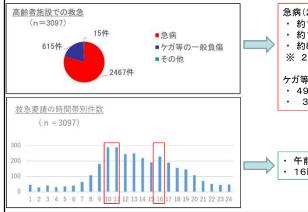
いずれの助成も対象の可否や補助額を確認するため、必ず事前に問い合わせ先までご連絡ください。

高齢者の救急について

問い合わせ先 消防局 警防課 担当 教急管理グループ TEL 053-475-7562



- 令和4年の救急件数は過去最高の41,391件であり、高齢者 (65歳以上)の搬送件数も過去最高の、23.057件でした。
- 23,057件のうち3,097件が、高齢者施設での救急でした。



急病(2467件)の主な内訳

- ・ 約17% 肺炎など呼吸器疾患
- ・ 約14% 心不全など循環器疾患
- ・ 約8% 脳梗塞など脳疾患
- ※ 277件 新型コロナウイルス感染症

ケガ等の一般負傷の主な原因

- 494件 転倒
- 30件 転落(ベッドや車椅子から)
- ・ 午前中(10時台~11時台)にピークがある。
- 16時台も前後の時間帯よりも増える。

救急隊からのお願い



☆ 救急要請前

- ① 救急要請に迷ったら、「要請する!」を判断
- ② 医療機関を受診する際に必要な情報は、普段から把握 (通院中の医療機関名、服薬に関する情報、キーパーソンに関する情報)
- ③ ②の情報を、常に最新の情報に更新
- ④ 可能であれば、嘱託医・かかりつけ医・家族等への連絡

☆ 救急要請後

- ⑤ 救急要請に至った経緯を整理
 - (普段どおりであった最終日時、症状の経緯や発見時の状況など)
- ⑥ ②の情報を医療機関へ持っていけるようサマリー等の準備
- ⑦ 連絡がついていなければ、またはこのタイミングでも、嘱託医・かかりつけ医・家族等への連絡

☆ 救急隊到着後

- ⑧ ②の情報と共に傷病者の状態を教えてください。
- ⑨ 嘱託医やかかりつけ医の指示があれば、教えてください。
- ⑩ 家族等のキーパーソンへの連絡の有無、連絡先や医療機関へ向かう手はず等を教えてください。
- ※ 嘱託医やかかりつけ医との連携は、各施設での契約状況・救急要請の時間帯などを考慮 して、臨機応変に対応してください。